

消費税率引上げに係る請求書の取扱いについて

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件、本年10月1日より改正消費税法が施行され、消費税率の引上げが予定されております。これに伴い、弊社との工事請負契約に係る請求書の取扱いについて、以下の通りと致しますので、何卒ご協力のほどお願い申し上げます。

- 工事の請負に係る契約及びこれらに類する契約について、経過措置規定が適用されるため、下表のような消費税率になります。

	請負契約等 締結日	工期 (至)	消費税率	請求書の消費税率	
				2019年9月30日以前	2019年10月1日以降
(1)	2019年3月31日 以前	2019年9月30日 以前	8%	8%	—
(2)	2019年3月31日 以前	2019年10月1日 以降	8%	8%	8%
(3)	2019年4月1日 以降	2019年9月30日 以前	8%	8%	—
(4)	2019年4月1日 以降	2019年10月1日 以降	10%	※8% ※別途、差額請求	10%

(1) 2019年3月31日以前の契約で、工期（至）が2019年9月30日以前の場合

- ・ 工期を通じ、請求書の消費税率は8%で発行ください。
- ・ 2019年10月1日以降まで工期が延長された場合は、(2)に準じてください。

(2) 2019年3月31日以前の契約で、工期（至）が2019年10月1日以降の場合

- ・ 工期を通じ、請求書の消費税率は8%で発行ください。
- ・ 2019年10月1日以降の請求書に、「経過措置」が適用されている旨を記載ください。

(3) 2019年4月1日以降の契約で、工期（至）が2019年9月30日以前の場合

- ・ 工期を通じ、請求書の消費税率は8%で発行ください。
- ・ 2019年10月1日以降まで工期が延長された場合は、(4)に準じてください。

(4) 2019年4月1日以降の契約で、工期（至）が2019年10月1日以降の場合

- ・ 2019年9月30日以前の請求書は、消費税率8%で発行ください。
- ・ 2019年10月1日以降の請求書は、消費税率10%で発行ください。
- ・ 2019年9月30日以前の請求に対する8%と10%の消費税の差額について、10月中に別途請求書を発行ください。